

アメリカの2011年予算管理法

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課長 岩澤 聡

【目次】

はじめに

I 予算制度の要点

II 財政ガバナンス

1 赤字ルールから支出ルールへ

2 2011年予算管理法(BCA)の概要

おわりに—最近の動向—

翻訳：2011年予算管理法関連規定(合衆国法典より)

はじめに

アメリカ連邦政府の財政収支は、オバマ(Barack Obama)大統領が登場した2009会計年度において、前政権の負の遺産を引き継ぎ、GDP比9.8%という戦後最大の赤字を記録した。財政再建は、当時の政府及び議会にとって喫緊の課題であり、2010年代はじめに一連の財政健全化策がとられた。結果として、2010年度以降、財政収支は5年連続で改善を見せ、2014年度の赤字額はGDP比2.8%(4830億ドル)まで縮小した⁽¹⁾。金融危機からの景気回復に支えられた面もあるが、これらの財政健全化策は規模としても相対的に大きなものであったと評価されている⁽²⁾。

2010年代の財政健全化策の中心に位置づけら

れるのが2011年予算管理法⁽³⁾(Budget Control Act of 2011, P.L.112-25、以下、必要に応じ「BCA」と略す。)である。同法は、2012会計年度以降10年間の裁量的経費に上限(キャップ)を設けることで約0.9兆ドルの支出を削減する(支出ルール⁽⁴⁾)とともに、さらなる赤字削減のための勧告案の決議を目的とした両院合同特別委員会を議会に設置し、同委員会が一定の期日までに少なくとも1.2兆ドルの赤字削減勧告決議を成立させることができない場合に、予算の一律削減(強制削減)を発動するというものである。同法は、併せて、連邦債務の法定上限を少なくとも2.1兆ドル引き上げるための手続を規定している(債務残高ルール)。

本稿は、Iでアメリカの予算制度や予算過程の概要を述べ、IIでは1980年代以降の財政健全化策を概観した上で、BCAの内容について解説する。あわせて、末尾に合衆国法典からBCAの関連規定を訳出する。

I 予算制度の要点

アメリカにおいては、予算に関する権限は立法府に属する。憲法によれば、租税の賦課や徴収、信用による金銭の借入は議会の権限であり(第1条第8節)、国庫からの支出は法律で定め

(1) Congressional Budget Office, "Monthly Budget Review: Summary for Fiscal Year 2014," Nov.10, 2014. <<https://www.cbo.gov/sites/default/files/cbofiles/attachments/49759-MBR.pdf>> 因みに、商務省経済分析局(Bureau of economic analysis)の統計データ(<<http://www.bea.gov/national/index.htm#gdp>>)によれば、2014年の名目GDP総額(第3四半期季節調整済み年換算値)は17兆5998億ドルである(1ドルは116円。2015年1月分報告省令レートに基づく)。なお、本稿におけるインターネット情報は、いずれも、2015年1月5日現在である。

(2) 安井明彦「米国における財政健全化」『(財務総合政策研究所)フィナンシャル・レビュー』(120), 2014.9, pp.158-160.

(3) 2011年8月2日成立。<<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-112publ25/pdf/PLAW-112publ25.pdf>>

(4) 財政ガバナンスに係るルールの諸類型については、この特集号所収の吉本紀「特集「財政ガバナンス」序」を参照。

る歳出予算によってのみ行われる（第1条第9節）。会計年度は、毎年10月1日に始まり、終了月である翌年9月が属する西暦年を名称に冠する。従って、2014年10月に始まる会計年度は2015会計年度と呼ばれる。歳出は義務的経費と裁量的経費に大別される。義務的経費は、年金や医療に代表され、当該制度を規定する法律に基づき自動的に支出される。一方、裁量的経費は、各年度の分野別の歳出予算法により、連邦政府機関に対して支出権限が与えられるものである。この裁量的支出は、連邦支出全体の3割程度に過ぎない。

連邦政府の規模が小さく、その財政収支が安定していた初期のアメリカにおいては、連邦予算プロセス全体を対象とした統合調整的な予算システムは必要とされなかった。19世紀から20世紀初頭を通じて、議会における歳入及び歳出にかかわる個別の法案が増加するに従い、予算プロセスは複雑化し、断片化していった⁽⁵⁾。その後の予算システムの統合調整に向けた過程において、20世紀の予算編成を規律する二大立法と位置づけられるのが1921年予算会計法（Budget and Accounting Act of 1921, P.L.67-13、以下「1921年法」という。）と1974年議会予算・執行留保規制法（Congressional Budget and Impoundment Control Act of 1974, P.L.93-344、以下「1974年法」という。）である⁽⁶⁾。

1921年法は、20世紀初頭の連邦支出の増大

と度重なる赤字が契機となって制定された。同法は、議会における予算手続自体を変更するものではなく、大統領が、毎年議会に政府予算案を提出することを義務づけ、併せて、その義務の遂行を支援するために予算局（Bureau of the Budget）⁽⁷⁾を創設するものであった。議会の予算プロセスにおける調整手続の円滑化を、大統領による包括的な予算提案に期待したものであったと言える⁽⁸⁾。

一方で、1974年法は、大統領の予算権限の強化に対する反作用として、議会における予算決議（Budget Resolution）を中心とした予算過程を確立するものであった。その主要な目的は、予算決議によって予算編成の全体的な枠組みを明示し、議会の予算プロセスにおける複雑で多様な意思決定手続の統合調整機能を強化することであった⁽⁹⁾。そのため、同法は、連邦予算にかかるデータの提供や分析を通じて議会を支援する機関として議会予算局（Congressional Budget Office：CBO）を創設している。

連邦政府の予算サイクルは、①大統領予算（政府予算案）、②議会による予算の議決、③執行、④決算及び監査の4つの主要な過程で構成される。大統領は、毎年2月に翌会計年度の大統領予算（政府予算案）を議会に提出する⁽¹⁰⁾。これを受け、議会の上下両院の予算委員会はそれぞれ予算決議を策定し、1974年法に基づき、各年の4月15日までに両院間で調整された予算

(5) Bill Heniff Jr. et al., "Introduction to the Federal Budget Process," *CRS Report for Congress*, 98-721, Dec.3, 2012, p.1. <<https://www.fas.org/spp/crs/misc/98-721.pdf>>

(6) *ibid.*, pp.1-2.; 渡瀬義男「アメリカの予算編成過程と財政民主主義」『(成城大学) 経済研究所年報』(27), 2014.1, pp.62-65. <http://www.seijo.ac.jp/files/www.seijo.ac.jp/univ/keiken/kankou/index/keiken_nenpo27_watarase.pdf>

(7) その後、1970年に行政管理予算局（Office of Management and Budget: OMB）と改称された。

(8) Bill Heniff Jr. et al., *op.cit.* (5), p.1.

(9) *ibid.*

(10) 大統領予算は、形式上、議会への要請であり審議の参考資料に過ぎないが、実質的には議会が最終的に編成し、議決する予算を方向づける重要なものであると位置づけられる。渡瀬義男「ブッシュⅡ政権下の財政と連邦議会—レーガン政権以降の財政運営比較の試み—」『レファレンス』59(12), 2009.12, p.65. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166421_po_070703.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

決議が採択されねばならない⁽¹¹⁾。予算決議は、歳入総額、新たな予算権限及び支出の総額、赤字又は赤字額、債務の上限等を明示するものである。

両院の歳出委員会は、予算決議に基づき、裁量的経費による全ての連邦プログラムの予算を決定する役割を担う。両歳出委員会は、さらに、各政府機関やその所管分野に対応した12の小委員会に分かれて、当該分野ごとの歳出予算案の策定を行う。各院を通過したそれぞれの歳出予算案は、最終的に両院協議会での調整を経た上で再議決され、大統領の署名により成立する。近年は予算審議の遅延により、新会計年度が始まる10月1日までに歳出予算法が成立していないケースが常態化しており、その場合は一時的に継続予算決議(Continuing Resolution、いわゆる暫定予算)により政府支出が賄われることとなる。

II 財政ガバナンス

1 赤字ルールから支出ルールへ

アメリカにおける財政ガバナンスの強化の観点から注目すべき立法として、まず、1985年の均衡予算及び緊急赤字統制法(Balanced Budget and Emergency Deficit Control Act of 1985, P.L.99-177、通称グラム・ラドマン・ホリングス法、以下「GRH」という。)が挙げられる。同法は、レーガン(Ronald Reagan)政権(1981～1989)の経済政策(いわゆる「レーガノミク

ス」)による個人・法人所得税減税や軍事支出の増大の結果として急増した財政赤字への対策として制定された⁽¹²⁾。1991年度までに財政収支を均衡させることを目的として、各年度の赤字目標額を設定し、それを超過する場合に予算を強制的に一律削減することを規定したものであった。いわゆる「赤字ルール」を導入したものであるが、結果的に、計画どおりに財政赤字を削減することができなかった。GRHの赤字目標は、実績ベースの赤字額ではなく年度当初の推計額を対象とし、そのため財政推計の恣意的な操作を助長するなどの欠陥を内包していた⁽¹³⁾。さらに、GRHが機能しなかった最大の理由として、赤字目標の設定において景気変動を考慮しなかった(景気後退による赤字に対しても予算の強制削減が必要となってしまう)こと、すなわち、赤字の目標額に対して非弾力的であったことが指摘されている⁽¹⁴⁾。

続くブッシュ・シニア(George H.W. Bush)政権(1989～1993)下における財政健全化策は、1990年の包括財政調整法(Omnibus Budget Reconciliation Act of 1990, OBRA90, P.L.101-508)の一部である予算執行法(Budget Enforcement Act、以下「BEA」という。)において具体化された。すなわち、裁量的経費に対しては、各年度の歳出予算にキャップ(支出上限額)を設定し、それを上回る場合に予算の一律強制削減を発動し、また、義務的経費を増大させる新規の立法に対しては、それを相殺するための歳出削減策あるいは増収策をセットで義務づける(い

(11) Bill Heniff Jr. et al., *op.cit.* (5), pp.12-14. ただし、2011年度以降の各年度の予算決議は、事実上、両院間での最終採択に至っておらず、二大政党間の党派対立による政治の機能不全が、議会の予算プロセスに深刻な影響を与えていることが指摘されている。安井 前掲注(2), p.161.

(12) レーガン政権第1期4年目の1984年度の連邦財政収支はGDP比-4.8%であり、前政権末の1980年度の-2.7%から2ポイント以上悪化した。OMB, "Historical Tables: Budget of the U.S. Government, Fiscal Year 2014," p.358. <<http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/omb/budget/fy2014/assets/hist.pdf>>

(13) 片山信子「米国の財政再建と議会予算局(CBO)の役割」『レファレンス』53(12), 2003.12, p.15. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999968_po_063502.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

(14) 田中秀明『財政規律と予算制度改革—なぜ日本は財政再建に失敗しているか—』日本評論社, 2011, pp.161-162.

いわゆるペイ・アズ・ユー・ゴー原則、以下「ペイゴー」という。)ものである。これらのBEAの規定は、GRHの赤字ルールに対して、支出の抑制を主眼とする「支出ルール」と位置づけられる⁽¹⁵⁾。これらの枠組みは、1993年以降のクリントン(Bill Clinton)政権(1993～2001)に引き継がれ、財政再建に一定の役割を果たしたとされる。増税や軍事支出の削減に加えて、好景気の波にも乗り、財政収支は1998年度以降、ほぼ30年ぶりに黒字に転換した⁽¹⁶⁾。

しかし、大規模減税を掲げたブッシュ・ジュニア(George W. Bush)大統領(2001～2009)の下で、これらの支出ルールを規定した条項が失効し⁽¹⁷⁾、アフガン紛争からイラク戦争へと続く戦時体制下での支出増大や金融危機等により、2000年代を通じて、財政収支は急激に悪化した。クリントン政権の財政再建を支えた支出ルールが、その後形骸化し、ブッシュ・ジュニア政権下で失効した理由については、まさに財政収支の黒字化達成による目標の喪失や政治的コミットメントの低下といった要因も指摘されている⁽¹⁸⁾。

なお、1990年代に財政ガバナンスの制度的枠組みとしての有効性が確認されたキャップとペイゴーは、ともに、オバマ政権において復活している。後者を復活させたのが2010年ペイ・アズ・ユー・ゴー法(Statutory Pay-As-You-Go

Act of 2010, P.L.111-139)であり、前者を復活させたのが次に述べる2011年予算管理法(BCA)であった。財政ガバナンスの仕組みとしては、これら2つのルールに加えて、連邦債務の法定上限の規定(31 U.S.C. 3101 (b))がある。

2 2011年予算管理法(BCA)の概要

BCAは、2011年8月2日に成立し、全5編18条からなる(表参照)。以下では、同法の柱となる主要な規定を中心にその概要を紹介する⁽¹⁹⁾。

(1) 債務上限額の引上げ(第301条)

BCAの制定の背景として、大統領と議会の双方が、ほぼ法定上限に達していた連邦債務の上限引上げへの対応を迫られていたことがあった⁽²⁰⁾。

BCAは、連邦債務の上限を3段階により少なくとも2.1兆ドル(一定の条件のもとで最大2.4兆ドルまで)引き上げるための手続を規定している。第1段階の0.4兆ドルは、引上げが必要であるとする証明書を大統領が議会に提出することにより自動的に認められる⁽²¹⁾。第2段階(0.5兆ドル)及び第3段階(1.2兆ドルあるいは最大で1.5兆ドル)については、議会は不承認の両院合同決議を可決することにより引上げを許可しないことができる⁽²²⁾。BCAは、両院における合同決議の審査の迅速化のためのルー

(15) 同上、pp.159-161.

(16) 1998年度の財政収支はGDP比0.8%で、1969年度の0.3%以来の黒字となった。財政収支の黒字はその後2001年度まで続いた。OMB, *op.cit.* (12).

(17) 1990年にBEAにより導入され、1993年の包括予算調整法(Omnibus Budget Reconciliation Act of 1993, P.L.103-66)に引き継がれ、さらに、1997年の財政均衡法(Balanced Budget Act of 1997, P.L.105-33)により5年間延長されたキャップとペイゴーの財政規律条項は2002年度に失効した。渡瀬 前掲注(10), pp.58-62; 田中 前掲注(14), pp.154-156.

(18) 田中 前掲注(14), p.165.

(19) 以下の記述は、主として次の資料に依拠した。Bill Heniff Jr. et al., "The Budget Control Act of 2011," *CRS Report for Congress*, R41965, Aug.19, 2012. (<https://fas.org/sgp/crs/misc/R41965.pdf>)

(20) *ibid.*, p.1.

(21) オバマ大統領は、この証明書を法律への署名と同日の2011年8月2日に提出した。*ibid.*, p.6.

(22) 第2段階の引上げの不承認のために、議会は、大統領による最初の証明書の提出から50暦日以内に両院合同決議を可決しなければならない。また、第3段階の上限引上げの阻止のために、議会は、連邦債務残高が改定後の債務上限額の0.1兆ドル以内に達した後に大統領が新たな証明書を提出した日から15暦日後までに両院合同決議を可決しなければならない。

表 2011年予算管理法（BCA）の構成と合衆国法典の対応規定

2011年予算管理法の構成 ※主要規定	主な被改正法律	合衆国法典の主要な 対応規定	その後の改正
第1条 略称、目次 第2条 可分性			
第Ⅰ編：一律削減を伴う10年間の裁 量的支出の上限（第101～106条） ※第101条 裁量的支出の上限の 強制	・ 1985年均衡予算及び 緊急赤字統制法 (P.L.99-177) ・ 1974年議会予算・執 行留保規制法 (P.L.93- 344)	・ 2 U.S.C. 901 (BCA 第 101条により全面改 正) ・ その他、2 U.S.C. 900, 2 U.S.C. 904, 2 U.S.C. 645等。	・ 2012年アメリカ納 税者救済法 (P.L.112- 240) ・ 2013年超党派予算法 (P.L.113-67) →ともに2 U.S.C. 901 を改正
第Ⅱ編：均衡予算修正条項にかかる 採決（第201～202条）		なし（時限的規定）	
第Ⅲ編：債務上限不承認手続 （第301～302条） ※第301条 債務上限不承認手続 ※第302条 予算目標の執行	・ 1985年均衡予算及び 緊急赤字統制法	・ 31 U.S.C. 3101A (BCA 第301条により 新規追加) ・ 2 U.S.C. 901a (BCA 第302条により新規 追加)	・ 2012年アメリカ納 税者救済法 ・ 2013年超党派予算法、 等 →ともに2 U.S.C. 901a を改正
第Ⅳ編：赤字削減にかかる両院合同 特別委員会（第401～404条） ※第401条 合同特別委員会の設 置		・ 2 U.S.C. 900 note. (時 限的規定)	
第Ⅴ編：ペル奨学金及び学生ローン プログラムの修正（第501～504 条）	・ 1965年高等教育法 (P.L.89-329)	・ 20 U.S.C. 1070a, 20 U.S.C. 1087e等	

(出典) 筆者作成

ルを規定しているが、最終的な議決のためには、大統領の拒否権を覆す両院それぞれの3分の2以上の賛成が必要となる⁽²³⁾。

(2) 裁量的支出の上限（第101条）

BCAは、2012会計年度から2021会計年度までの各年度の裁量的歳出予算に具体的な上限額（キャップ）を設定しており、議会予算局（CBO）によれば、これにより（法制定時点の水準に基づく歳出の予測値である）ベースライン比で総額約0.9兆ドルの連邦支出の削減が見積もられている⁽²⁴⁾。ただし、この上限額は、テロリズム

との闘いや災害対策など特定の目的に応じた調整（増額）が許容されている。

当初のBCAの裁量的歳出予算に対する上限額は、2012会計年度及び2013会計年度に対しては、安全保障及び非安全保障の2大予算区分（category）ごとに、また、2014会計年度以降については裁量的歳出予算全体に対して設定されており、それらの予算の各行政機関や個別の歳出プログラムへの割当は、通常の歳出予算決定過程を通じて行われることとされた⁽²⁵⁾。歳出予算の議決等に伴い、設定された上限に対して超過が発生する場合において、BCAは、自動的か

(23) Bill Heniff Jr. et al., *op.cit.* (19), p.10.

(24) *ibid.*, p.2.

(25) 前述のとおり、予算に対する上限の設定は議会における各年度の予算決議においても用いられる手法であるが、BCAにより設定された上限は単独の院により無効にすることができない点で、法的拘束力を持たない予算決議とは異なる。*ibid.*, p.2.

つ包括的に予算額を一律に削減する、いわゆる強制削減を発動することを規定している。

(3) 赤字削減のための両院合同特別委員会（第401～404条）

BCAの第Ⅳ編は、2021会計年度までのさらなる赤字削減のための勧告案を審議する両院合同特別委員会（以下「合同委員会」という。）の設置を規定している（第401条）。合同委員会は、上下両院の議長及び院内総務が指名する計12名のメンバーで構成される。勧告案は増収策や支出削減策に加えて新たな予算執行のメカニズムの提案も含むものとされた⁽²⁶⁾。

BCAは、合同委員会の勧告案についても、その審議を促進するための特別ルールを規定している（第402条）が、少なくとも1.2兆ドルの赤字削減のための勧告案が2011年12月23日までに両院で可決され、2012年1月15日までに大統領の署名により成立しない場合は、第302条に規定される予算の強制削減プロセスを発動することとされた。なお、合同委員会による1.2兆ドルを超える赤字削減勧告案が成立した場合は、その額に応じ前述の債務上限額（第3段階）も1.5兆ドルを限度として引き上げられる（第301条）。

(4) 強制削減（第302条）

合同委員会の勧告案が不成立の場合、強制削減は2013年1月から発動される。その削減額と削減手続がBCA第302条に規定された。大

まかに言えば、強制削減とは、所要の削減額を達成するために必要な率として算定された削減率に基づき、削減の対象となる各支出項目に割り当てられた経費を一律にカットするものである。削減額は、総額1.2兆ドルを起点として算定され、2013～2021会計年度の各年度に同額ずつ割り当てられた上で、改訂された安全保障及び非安全保障の両予算区分に等しく分配される⁽²⁷⁾。さらに、各年度のそれぞれの予算区分内において、削減額は裁量的経費と義務的経費に配分されるが、その配分比率は、当該年度の裁量的支出の上限額とベースラインに基づく義務的経費の必要見積額との比に応じて決められる⁽²⁸⁾。

重要なのは、義務的経費のうち公的年金やメディケイド等の低所得者支援プログラムを含む一定の支出項目は強制削減が免除され、また、メディケア関連支出の強制削減の削減率に2%の上限が課せられているなどの点である⁽²⁹⁾。

(5) その他の規定

BCAの第Ⅱ編（第201～202条）は、連邦予算の均衡を要求する憲法修正条項を2011年12月31日までに議決することを上下両院に求めており、両院又はその一方が議決に失敗した場合に、前述の連邦債務の法定上限の引上げ額（第3段階）が1.2兆ドルにとどまることが規定されている。また、第Ⅴ編（第501～504条）は、1965年高等教育法（Higher Education Act of 1965, P.L.89-329）の改正により、同法に規定された2

(26) *ibid.*, pp.18-19.

(27) 削減額を安全保障及び非安全保障の両予算区分に配分するにあたり、第302条は、第101条で規定した両区分にかかる裁量的支出の上限額の差がより小さくなる方向で、両区分の範囲を部分的に改訂する。その結果、改訂後の安全保障予算区分は、予算機能050（国防）に含まれる裁量的歳出予算に限定されることとなる。このため、改訂後の両予算区分は、一般に国防費と非国防費として分類されることが多い。翻訳「2011年予算管理法関連規定（合衆国法典より）」の脚注(15)を参照。

(28) 厳密には、義務的経費にかかる支出の削減は、2021会計年度までの各年度を通じて強制削減手続により実施され、裁量的経費については、2013会計年度は強制削減により、また、2014会計年度以降は裁量的支出の上限の下方修正により実施されることとなる。Bill Heniff Jr. et al., *op.cit.* (19), p.31.

(29) *ibid.*, pp.31-32. なお、メディケアとメディケイドは、ともにアメリカの公的医療保険であり、メディケアは高齢者及び障害者を、メディケイドは低所得者をそれぞれ対象とする。

つの主要な連邦奨学金プログラムを再編するものである。

おわりに—最近の動向—

BCAは、本来の立法目的として、合同委員会による赤字削減勧告案を成立させることで強制削減を回避することを狙いとしており、強制削減の割当において国防費と非国防費をあえて同額とした理由も、政府予算の明確な優先順位に基づく勧告案の議決を議会に対して強く促す意図があったためとされている⁽³⁰⁾。しかし、結局、合同委員会は期限までに勧告案をまとめることができず、強制削減プロセスが発動されることとなった。

その後、BCAの強制削減に関する規定は2回改正されている。まず、2013年1月成立の「2012年アメリカ納税者救済法」(American Taxpayers Relief Act of 2012, P.L.112-240)は、失効期限を迎えるブッシュ減税を一部の富裕層を除いて恒久化するとともに、強制削減の開始を2013年3月まで2か月延期し、2013年度の削減額も240億ドル減額した⁽³¹⁾。さらに、2013年12月に成立した「2013年超党派予算法」(Bipartisan Budget Act of 2013, P.L.113-67)では、2014年度及び2015年度の強制削減をそれぞれ450億ドル及び180億ドル緩和することにより、両年度の裁量的支出をBCAに規定された水準から引き上げた⁽³²⁾。

連邦債務の法定上限は、BCAの規定に基づき3段階で2.1兆ドル引き上げられ、2012年1月28日に16兆3940億ドルとなった。しかし、その後も債務は着実に積み上げられ、連邦政府の債務不履行(デフォルト)を回避するために、議会は再三にわたり法定上限を時限的に「停止」(suspend)する措置を繰り返している⁽³³⁾。直近では、2014年2月15日に成立した法律(P.L.113-83)により法定上限は2015年3月15日まで停止されている⁽³⁴⁾。

冒頭で述べたように、BCAは財政健全化に一定の役割を果たしたと評価されているが、それは、連邦議会が期待に反して赤字削減策をとりまとめることができず、強制削減が発動された結果でもある。しかし、歳入が回復傾向にある中で、2015年度までの削減額は部分的に緩和され、先送りされている。そもそも、BCAの強制削減ルールにおいては、義務的経費の大きな部分を占める公的年金や医療保険は適用を免除され、あるいは削減率を制限されるために、裁量的経費の削減の比重が高くなっており、中長期的な財政の健全性の観点から課題が残るとの指摘もなされている⁽³⁵⁾。ここ数年の財政赤字は減少しているが、現行の財政政策が長期的に持続可能なものではないという点で、CBO、GAO(会計検査院)及び連邦政府の3者の見解は一致しているとのことである⁽³⁶⁾。

(いわざわ さとし)

(30) Bill Heniff Jr. et al., *op.cit.* (19), p.4.

(31) Mindy R. Levit, "The Federal Budget: Overview and Issues for FY2015 and Beyond," *CRS Report*, R43472, Nov.4, 2014, pp.11-12. <<https://www.hsdl.org/?view&did=759895>>

(32) *ibid.*, pp.12-13.

(33) なお、2015年1月現在の法定上限は、2013年10月の継続予算決議(P.L.113-46)による法定上限の「停止」が2014年2月に失効した後に設定された17兆2120億ドルである。D. Andrew Austin, et al., "The Debt Limit: History and Recent Increases," *CRS Report*, R31967, Oct.28, 2014, pp.24-25. <http://www.senate.gov/CRSReports/crs-publish.cfm?pid=%270E%2C*P%3F%3D%23%20%20%20%0A>

(34) *ibid.*

(35) 安井 前掲注(2), p.167.

(36) Mindy R. Levit, *op.cit.* (31), Summary.

2011 年予算管理法関連規定（合衆国法典より）

U.S.C.: Title 2 – The Congress, Title 31 – Money and Finance

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課長 岩澤 聡記

【目次】

合衆国法典

第 2 編 議会

第 20 章 財政赤字削減のための緊急的手段

第 1 節 最大赤字額を超過する赤字の削減

第 900 条 強制削減を通じた予算の執行に関する声明；定義（抄）

第 901 条 裁量的支出の上限の執行

第 901a 条 予算目標の執行

第 31 編 通貨及び財務

第 3 部 財務管理

第 31 章 公的債務

第 1 節 借入権限

第 3101A 条 大統領による債務上限額の修正（抄）

合衆国法典

第 2 編 議会

第 20 章 財政赤字削減のための緊急的手段

第 1 節 最大赤字額を超過する赤字の削減

第 900 条 強制削減を通じた予算の執行に関する声明；定義（抄）

(a) 欠 [omitted]

(b) 強制削減を通じた予算の執行に関する全般的声明

この節は下院提出両院一致決議第 84 号（第 105 議会第 1 会期）⁽¹⁾により求められた予算の執行について規定するものである。

(c) 定義

この節で用いる用語の定義は次のとおりである。

(1) 「予算権限」、「新たな予算権限」、「支出」及び「赤字」とは、1974 年議会予算及び執行留保規制法の第 3 条 [2 U.S.C. 622] においてそれらの用語に付与された意味⁽²⁾を有し、「裁量的支出の上限」とは、この

*この翻訳は、2011 年 8 月 2 日成立の 2011 年予算管理法（Budget Control Act of 2011, P.L.112-25, <<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-112publ25/pdf/PLAW-112publ25.pdf>>）の主要な規定に対応する合衆国法典（2015 年 1 月 5 日現在）の一部を訳出したものである（対応関係を解説に付した）。第 2 編第 900 条及び第 31 編 3101A 条のうち、2011 年予算管理法に関係しない規定又は議会における審査手続上の規定について訳出を省略した部分がある。訳文中の〔 〕内は原注であり、また、[] 内は訳者による補記を表す。なお、本稿におけるインターネット情報は、いずれも、2015 年 1 月 5 日現在である。

(1) “H. Con. Res. 84 - Establishing the congressional budget for the United States Government for fiscal year 1998 and setting forth appropriate budgetary levels for fiscal years 1999, 2000, 2001, and 2002”. Jun.5, 1997. <<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/BILLS-105hconres84enr/pdf/BILLS-105hconres84enr.pdf>>

(2) 合衆国法典第 2 編第 622 条「定義」において、これらの用語は次のとおり定義されている。「予算権限」とは、財政上の義務を負うために連邦法により規定された権限を意味する。「新たな予算権限」とは、任意の会計年度に関連して、①財政上の義務に対して当該年度に新たに行使可能となる予算権限であって、当該年度の歳出予算による再割当てを含むもの、又は、②前年度から持ち越された予算権限の債務負担のない収支残高（unobligated balance）の利用可能性にかかる任意の予算支出単位における変動部分であって、当該年度に新たに効力を発する法律の規定に由来するものを意味する。「予算支出」及び「支出」とは、任意の会計年度に関連して、当該年度を通じた予算権限に基づく出費及び基金からの純融資を意味する。「赤字」とは、任意の会計年度に関連して、当該年度を通じて支出が収入を上回る金額を意味する。

- 編の第901条に明記された金額を意味する。
- (2) 「一律削減」及び「強制削減」とは、裁量的歳出予算又は義務的経費関連法により規定された予算資源の取消しについて言及し、又は意味する。
- (3) 「超過額」とは、任意の会計年度において、(裁量的歳出予算のある区分に含まれる) 新たな予算権限又は支出により、当該年度の新たな予算権限又は支出にかかる当該区分の裁量的支出の上限を超過する場合に、(その有無に応じて) 超過する額を意味する。
- (4)(A) 「非安全保障予算区分」とは、(B)で定義される「安全保障予算区分」に含まれない全ての裁量的歳出予算を意味する。
- (B) 「安全保障予算区分」は、国防総省、国土安全保障省、復員軍人省、国家核安全保障管理局、インテリジェンス・コミュニティ管理支出単位(95-0401-0-1-054)⁽³⁾及び予算機能⁽⁴⁾150(国際事情)に該当する全ての予算支出単位にかかる政府予算に関連する裁量的歳出予算を含む。
- (C) 「裁量的予算区分」は、全ての裁量的歳出予算を含む。
- (D) 「改訂後の安全保障予算区分」とは、予算機能050[国防]に該当する裁量的歳出予算を意味する。
- (E) 「改訂後の非安全保障予算区分」とは、予算機能050に該当するもの以外の裁量的歳出予算を意味する。
- (F) 「区分」とは、この編の第901条第(c)項において裁量的歳出予算の部分集合を意味する。[以下、略]
- (5) 「ベースライン」とは、予算年度及びその後続年度における新たな予算権限、支出、収入及び剰余又は赤字についての現行年度の水準に基づく(この編の第907条⁽⁵⁾に記述された)見積りを意味する。
- (6) 「予算資源」とは、新たな予算権限、債務負担のない収支残高、義務的経費の支出権限及び債務の限度額を意味する。
- (7) 「裁量的歳出予算」とは、歳出予算法により規定された(義務的経費によるプログラムのための資金を除く)予算資源を意味する。
- (8) 「義務的経費」とは、次の(A)、(B)及び(C)に掲げるものを意味する。
- (A) 歳出予算法以外の法律により規定された予算権限
- (B) 福祉・社会保障関係の予算権限
- (C) 補助的栄養支援プログラム⁽⁶⁾
- (9)~(10) [略]
- (11) 「支出単位」とは、任意の歳出予算法において歳出予算が割り当てられた費目にあつてはその費目を意味し、歳出予算法における規定がない費目にあつては、大統領予算において指定された予算支出単位の識別コード番号を有する費目を意味する。
- (12) 「予算年度」とは、議会の会期との関連において、当該会期の開始日が属する暦年の10月1日に始まる政府の会計年度を意

(3) アメリカのインテリジェンス・コミュニティ及びそれを統括し国家情報活動プログラムの監督・指揮を行う国家情報長官を直接サポートするための支出を賄う。主として、相互に関連するプログラム間の調整、予算上の監督強化等。95-0401-0-1-054は、連邦政府予算書の付属書(“Appendix, Budget of the United States Government”)における識別コード。

(4) 予算の機能的分類を表す3桁の数字の体系。United States Government Accountability Office, “A glossary of terms used in federal budget process,” Sep. 2005, pp.124-151. <<http://www.gao.gov/new.items/d05734sp.pdf>> 参照。

(5) 第907条は、義務的経費や収入、裁量的歳出予算にかかるベースラインの算定における前提条件やルールについて規定している。

(6) 低所得世帯への食費支援として月次給付金を支給する連邦政府のプログラム。いわゆる「フードスタンプ」が2008年に名称変更されたもの。

味する。

- (13) 「現行年度」とは、予算年度との関連において、当該予算年度に先行する直近の会計年度を意味する。
- (14) 「後続年度」とは、予算年度の1年又は2年以上後の会計年度を意味する。
- (15) 「OMB」とは、行政予算管理局の長官を意味する。
- (16) 「CBO」とは、連邦議会予算局の長官を意味する。
- (17)～(21) [略]

第 901 条 裁量的支出の上限の執行⁽⁷⁾

(a) 執行

(1) 強制削減

議会が〔各年の〕会期の終了に向けて休会した後、いずれかの予算区分において〔当該〕予算年度における超過額が存在する場合には、15 暦日以内にその超過額を相殺するための強制削減が行われなければならない。

(2) 超過額の相殺

ある予算区分内のそれぞれの免除対象外の〔non-exempt〕支出単位は、その時点の当該支出単位における法定水準の削減対象の予算資源に均一の削減率を乗じて算定された金額を削減することとし、その削減率は、当該予算区分における超過額の相殺のために必要な率とする。

(3) 軍関係者

大統領がこの編の第 905 条第(f)項⁽⁸⁾に基づき、人事関係上の支出を強制削減から免

除する権限を行使しようとする場合には、〔予算の〕副次機能区分 051⁽⁹⁾（第 905 条第(f)項に基づき許容された権限が行使される軍人の人事関係支出以外）に該当するそれぞれの支出単位は、その時点の当該支出単位における法定水準の免除対象外の予算資源に均一の削減率を乗じて算定された金額をさらに削減するものとし、その削減率は、当該権限の行使の理由により軍事関係人事支出において削減されなかった支出の総額を相殺するために必要な率とする。

(4) 暫定歳出予算〔part-year appropriations〕

(1)で規定された日において、会計年度の一時期に対して任意の予算支出単位における歳出割当てを課し、又は継続する法律が成立している場合には、(2)及び(3)に基づき当該支出単位について算定される強制削減の額は、次のいずれかの額から減算されなければならない。

(A) 当該又は後続する暫定歳出予算に基づき、強制削減がなかったとすれば当該支出単位において法的に支出し得た年換算の金額

(B) 当該支出単位における通年の歳出予算が成立しているときは、強制削減がなかったとすれば当該支出単位において通年の歳出予算により割り当てられた金額

(5) 遡及

各年の6月30日の後、進行中の会計年度にかかる歳出予算が議決され、それによりある予算区分内に（当該区分内の予算額についてのあらゆる強制削減を考慮した上

(7) 同条は、「1985 年均衡予算及び緊急赤字統制法（Balanced Budget and Emergency Deficit Control Act of 1985, P.L.99-117 title II (§ 200 et.seq.))」の第 251 条に該当し、2011 年予算管理法第 101 条により全面的に改正された。

(8) 第 905 条「免除対象プログラム及び事業」第(f)項は、軍事関係人事支出に対して強制削減を免除する、あるいはより低い削減率を適用する大統領の権限を規定している。

(9) 副次機能区分 051（軍）は、予算機能 050（国防）のサブコードを表す。United States Government Accountability Office, *op.cit.* (4).

で) 超過額が生じる場合には、当該予算区分にかかる次の会計年度の裁量的支出の上限は、当該超過額の総額に応じて削減されなければならない。

(6) 会期内の強制削減

進行中の会計年度の歳出予算が（当該予算年度にかかる会期の終了にあたり議会が休会した後、当該会計年度の7月1日より前に）議決され、それによりある予算区分内に（当該区分内の予算額についての先行するあらゆる強制削減を考慮した上で）超過額が生じる場合は、15日経過後に、(2)から(4)に明記した手続に従い、当該予算区分内の超過額を相殺するための強制削減が行われなければならない。

(7) 見積り

(A) CBOの見積り

いずれの裁量的歳出予算についても、議会が議決を完了した後、実行可能な限り速やかに、CBOは、[連邦議会] 上下両院の予算委員会と協議した上で、当該議決により規定される新たな裁量的予算権限及び予算支出にかかる予算年度の総額及びもしあれば現行年度の総額の見積りをOMBに提出しなければならない。

(B) OMBの見積りと相違点の説明

いずれの裁量的歳出予算についても、その議決の日から7暦日（土曜日、日曜日及び法定休日を除く。）後までに、OMBは、上下両院に報告書を送達しなければならない。その報告書は、当該議決についてのCBOの見積り、当該議決により規定される新たな裁量的予算権限及び予算支出にかかる予算年度の総額及びもしあれば現行年度の総額についてのOMBの見積り、並びにそれら2つの見

積りの間の相違点についての説明を含むものとする。OMBが報告書を準備する間に、OMBとCBOの間に重要な相違点があると判断した場合には、OMBは、その相違点に関して上下両院の予算委員会と協議しなければならない。その協議は、報告書の発表に先立ってそれらの委員会に論評を行う機会を与えるよう、実行可能な範囲で、両委員会あての書面による伝達を含まなければならない。

(C) 前提条件及び指針

このパラグラフ [(7) 見積り] を指す。] に基づくOMBの見積りは、最新の経済的及び技術的前提条件を用いて算定されなければならない。OMBは、このパラグラフに基づき議会に送達されたOMBの見積りを活用しなければならない。OMB及びCBOは、上下両院の予算委員会、CBO及びOMBの間の協議を経て決定される公式記録のための指針 [scorekeeping guidelines] に適合するよう、このパラグラフに基づく見積りを準備しなければならない。

(D) 年次の歳出予算

このパラグラフにおいて、年次の歳出予算により規定される総額は、先行して成立した議決に由来し、当該議決において資金が割り当てられる支出単位にかかる、予算年度及びもしあれば現行年度のいかなる裁量的歳出予算をも含むものとする。

(b) 裁量的支出の上限に対する調整

(1) 概念及び定義

大統領が合衆国法典第31編第1105条⁽¹⁰⁾に基づき予算案を提出するに当たり、OMBの計算に基づき、同予算案は、概念

(10) 合衆国法典第31編第1105条「予算の内容及び議会への提出」は、大統領予算（政府予算案）について規定している。

及び定義の変更を反映するため、予算年度及び後続の各年度における裁量的支出の上限に対する調整（並びに累積的調整を伴うそれら〔予算年度及び後続の各年度における裁量的支出〕の上限）を含むものとする。当該変更は、最新の概念及び定義に基づく新たな予算権限及び予算支出のベースライン値から当該変更が生じる前に有効であった概念及び定義に基づく値を差し引いた値に等しいものとする。当該変更は、上下両院の歳出委員会及び予算委員会との協議を経ることによってのみ決定することができるものとし、その協議は、当該変更に関する公的な措置の実施に先立ってそれらの委員会に論評を行う機会を与えるよう、当該委員会あての書面による伝達を含まなければならない。

(2) 強制削減レポート

OMBがこの編の第904条第(e)、(f)又は(g)項⁽¹¹⁾に基づき、ある会計年度の強制削減レポートを提出するに当たり、OMBの計算に基づき、当該強制削減レポート及びそれに続いて合衆国法典第31編第1105条第(a)項に基づき大統領により提出される予算案は、次に示すような、当該会計年度及び後続の各年度にかかる裁量的歳出予算の上限に対する調整（及び調整を伴うそれらの上限）を含むものとする。

(A) 緊急歳出予算；海外有事行動／テロリズムに対する地球規模の戦闘

いずれの会計年度においても、裁量的支出単位にかかる歳出予算が、次の(i)又は(ii)に当たるものとして議決された場合には、調整額は、緊急的要求として、又

は海外有事行動／テロリズムに対する地球規模の戦闘のためであると指定されたそれらの裁量的支出単位における歳出予算の総計でなくてはならない。

(i) 議会が、個別の支出単位ごとに、法規上の緊急的要求として指定し、大統領もそれを追認する場合

(ii) 議会が、個別の支出単位ごとに、法規上、海外有事行動／テロリズムに対する地球規模の戦闘のためであると指定し、大統領もそれを追認する場合

(B) 継続的な障害者給付の見直し及び再決定

(i) ある会計年度にかかる歳出予算を課する議案又は合同決議が議決され、それにより、社会保障法の第Ⅱ編及び第ⅩⅥ編〔42 U.S.C. 401 et seq., 1381 et seq.〕に基づく継続的な障害者給付の見直しのための予算額、並びに社会保障法の第ⅩⅥ編に基づく適格性の再決定の実施に関連する経費が規定される場合には、当該会計年度における調整額は、同年度におけるそれらの費用を賄うために同法において規定される追加的な新しい予算権限であるものとするが、次に示す額を超えてはならない。

(I) 2012 会計年度において、

\$ 623,000,000 の追加的な新しい予算権限

(II) 2013 会計年度において、

\$ 751,000,000 の追加的な新しい予算権限

(III) 2014 会計年度において、

\$ 924,000,000 の追加的な新しい予

(11) 第904条「報告書及び命令」の第(e)項はOMBが会計年度開始前の8月20日に提出する強制削減最新レポートについて、第(f)項はOMBが会期終了の15日後に提出する強制削減最終レポートについて、第(g)項は進行中の会計年度にかかる歳出予算の成立により予算の超過額が発生する場合にOMBが予算の成立から15日後に提出する会期内強制削減レポートについて、それぞれ規定している。

- 算権限
- (IV) 2015 会計年度において、
\$ 1,123,000,000 の追加的な新しい予
算権限
- (V) 2016 会計年度において、
\$ 1,166,000,000 の追加的な新しい予
算権限
- (VI) 2017 会計年度において、
\$ 1,309,000,000 の追加的な新しい予
算権限
- (VII) 2018 会計年度において、
\$ 1,309,000,000 の追加的な新しい予
算権限
- (VIII) 2019 会計年度において、
\$ 1,309,000,000 の追加的な新しい予
算権限
- (IX) 2020 会計年度において、
\$ 1,309,000,000 の追加的な新しい予
算権限
- (X) 2021 会計年度において、
\$ 1,309,000,000 の追加的な新しい予
算権限
- (ii) このサブパラグラフ [「(B)継続的な
障害者給付の見直し及び再決定」を指
す。]において、
- (I) 「継続的な障害者給付の見直し」
とは、社会保障法の第 221 条第(i)項
及び第 1614 条第 (a) 項(4) [42 U.S.C.
421 (i), 1382c (a) (4)] に基づく継続
的な障害者給付の見直しを意味す
る。
- (II) 「再決定」とは、社会保障法の第
1611 条第(c) 項(1)及び第 1614 条第
(a) 項(3) (H) [42 U.S.C. 1382 (c) (1),
1382c (a) (3) (H)] に基づく適格性の
再決定を意味する。
- (III) 「追加的な新しい予算権限」とは、
歳出予算法において、ある会計年度
に対して \$ 273,000,000 を超過する
分として割り当てられ、社会保障庁
[予算]における「一般管理費の制限」
の見出しのもとに継続的な障害者給
付の見直し及び再決定の経費の支払
いのために規定される予算額を意味
する。
- (C) 医療に関する不正行為の規制
- (i) ある会計年度にかかる歳出予算を課
する議案又は合同決議が議決され、そ
れにより、保健社会福祉省所管の医療
に関する不正行為規制プログラム (75-
8393-0-7-571)⁽¹²⁾のための予算が規定さ
れる場合に、当該会計年度における調
整額は、同年度におけるそれらのプロ
グラムの費用を賄うために同法におい
て規定される追加的な新しい予算権限
であるものとするが、次に示す額を超
えてはならない。
- (I) 2012 会計年度において、
\$ 270,000,000 の追加的な新しい予
算権限
- (II) 2013 会計年度において、
\$ 299,000,000 の追加的な新しい予
算権限
- (III) 2014 会計年度において、
\$ 329,000,000 の追加的な新しい予
算権限
- (IV) 2015 会計年度において、
\$ 361,000,000 の追加的な新しい予

(12) ‘the health care fraud abuse control program.’ 公的及び私的な医療保険制度に関する不正行為に対処するための
総括的なプログラム。メディケア公正化プログラム、FBI (連邦捜査局) による不正行為規制プログラム等を含む。
〈<http://oig.hhs.gov/reports-and-publications/hcfac/>〉等を参照。75-8393-0-7-571 は、連邦政府予算書の付属書“Appendix,
Budget of the United States Government”における識別コード。

算権限

- (V) 2016 会計年度において、
\$ 395,000,000 の追加的な新しい予
算権限
- (VI) 2017 会計年度において、
\$ 414,000,000 の追加的な新しい予
算権限
- (VII) 2018 会計年度において、
\$ 434,000,000 の追加的な新しい予
算権限
- (VIII) 2019 会計年度において、
\$ 454,000,000 の追加的な新しい予
算権限
- (IX) 2020 会計年度において、
\$ 475,000,000 の追加的な新しい予
算権限
- (X) 2021 会計年度において、
\$ 496,000,000 の追加的な新しい予
算権限

(ii) このサブパラグラフ [(C) 医療に関
する不正行為の規制] において、「追
加的な新しい予算権限」とは、歳出予
算法において、ある会計年度に対して
\$ 311,000,000 を超過する分として割
り当てられ、医療に関する不正行為規
制プログラムの経費の支払いのために
規定される予算額を意味する。

(D) 災害対策資金

- (i) 2012 会計年度から 2021 会計年度ま
でに、裁量的支出単位にかかる歳出予
算が議決され、議会が、それらの歳出
予算について、法規上、災害救援のた
めのものであると指定した場合は、あ

る会計年度における調整額は、それら
の裁量的支出単位において災害救援の
ためのものであると指定された当該会
計年度の歳出予算の合計であるものと
するが、その額は、次の(I)及び(II)の額
の合計を超えてはならない。

- (I) 先行する 10 年間を通して災害救
援のために割り当てられた資金額
のうち最高額と最低額を除いた平均
- (II) 前会計年度において議決され、災
害救援のためのものであると指定さ
れた新たな裁量的予算権限が、当該
会計年度のために(I)により計算した
平均額より少ない年度にあっては、
議決された予算額と当該会計年度の
ために(I)により計算した許容調整額
との差額

(ii) OMB は、2011 年予算管理法の制定
の日から 30 日後までに、(i) (II)に従っ
て計算した平均額を上下両院の歳出委
員会及び予算委員会に報告しなければ
ならない。

(iii) このサブパラグラフ [(D) 災害対策
資金] において、「災害救援」とは、
第 42 編第 5122 条(2)⁽¹³⁾に基づく決定に
従って遂行される活動を意味する。

(iv) ある会計年度において、このサブパ
ラグラフに基づき災害救援のためのも
のであるとされた歳出予算は、当該年
度における(A)に基づく調整の適用を
受けない。

(c) 裁量的支出の上限⁽¹⁴⁾

この節において、「裁量的支出の上限」と

(13) 第 42 編第 5122 条(2)は、合衆国法典第 42 編「公衆衛生及び福祉」第 68 章「災害救援」において「大災害 (major disaster)」を定義している。

(14) この第 (c) 項は、2011 年予算管理法第 101 条において、2012 会計年度から 2021 会計年度の計 10 年度にかかる裁量的支出の上限について規定した条項であったが、その後、2 回改正されている。まず、2013 年 1 月に成立した「2012 年アメリカ納税者救済法」(American Taxpayers Relief Act of 2012, P.L.112-240) は、2013 会計年度にかかる安全保障予算区分及び非安全保障予算区分の裁量的支出の上限を計 40 億ドル、また、2014 会計年度につい

は次のそれぞれを意味するが、ただし、第(b)項に厳格に適合した調整を伴う。

(1) 2014 会計年度については、

(A) 改訂後の安全保障予算区分にかかる \$ 520,464,000,000 の新たな予算権限

(B) 改訂後の非安全保障予算区分にかかる \$ 491,773,000,000 の新たな予算権限

(2) 2015 会計年度については、

(A) 改訂後の安全保障予算区分にかかる \$ 521,272,000,000 の新たな予算権限

(B) 改訂後の非安全保障予算区分にかかる \$ 492,356,000,000 の新たな予算権限

(3) 2016 会計年度については、

(A) 改訂後の安全保障予算区分にかかる \$ 577,000,000,000 の新たな予算権限

(B) 改訂後の非安全保障予算区分にかかる \$ 530,000,000,000 の新たな予算権限

(4) 2017 会計年度については、

(A) 改訂後の安全保障予算区分にかかる \$ 590,000,000,000 の新たな予算権限

(B) 改訂後の非安全保障予算区分にかかる \$ 541,000,000,000 の新たな予算権限

(5) 2018 会計年度については、

(A) 改訂後の安全保障予算区分にかかる \$ 603,000,000,000 の新たな予算権限

(B) 改訂後の非安全保障予算区分にかかる \$ 553,000,000,000 の新たな予算権限

(6) 2019 会計年度については、

(A) 改訂後の安全保障予算区分にかかる \$ 616,000,000,000 の新たな予算権限

(B) 改訂後の非安全保障予算区分にかかる \$ 566,000,000,000 の新たな予算権限

(7) 2020 会計年度については、

(A) 改訂後の安全保障予算区分にかかる \$ 630,000,000,000 の新たな予算権限

(B) 改訂後の非安全保障予算区分にかかる \$ 578,000,000,000 の新たな予算権限

(8) 2021 会計年度については、

(A) 改訂後の安全保障予算区分にかかる \$ 644,000,000,000 の新たな予算権限

(B) 改訂後の非安全保障予算区分にかかる \$ 590,000,000,000 の新たな予算権限

第 901a 条 予算目標の執行⁽¹⁵⁾

裁量的歳出予算及び義務的経費にかかる支出単位は、この条に従い、次に示すとおり削

ては計 80 億ドル、それぞれ下方修正した。さらに、2013 年 12 月に成立した「2013 年超党派予算法」(Bipartisan Budget Act of 2013, P.L.113-67) による改正は、結果的に、2012 会計年度及び 2013 会計年度にかかる規定を削除し、2014 会計年度以降について、2011 年予算管理法制定当時の第 901a 条(1)及び(2)の規定を反映させた上で、2014 会計年度の裁量的支出の上限を両区分あわせてさらに約 458 億ドル、2015 会計年度については両区分あわせて約 724 億ドル、それぞれ下方修正した。

- (15) 同条は、2011 年予算管理法第 302 条により、1985 年均衡予算及び緊急赤字統制法の第 251A 条として、新たに追加されたものである。2011 年当初の条文の冒頭には「2011 年予算管理法第 401 条第(b)項(3)(B)(i)(II)に規定されるとおり、1 兆 2000 億ドルを超える額の赤字の削減を達成する両院合同特別委員会の勧告案が 2012 年 1 月 15 日までに制定されないときは、第 251 条第(c)項 [2 U.S.C 901 (c)] に記載された裁量的支出の上限は改定されなければならない、裁量的歳出予算及び義務的経費は次のとおり削減されるものとする」と規定されていた。同条は、その後、2012 年アメリカ納税者救済法、2013 年超党派予算法、「2014 年メディケアへのアクセス保護法」(P.L.113-93) 等により改正されている。特に、2013 年超党派予算法は、2011 年予算管理法で定められた同条の冒頭の規定をここに訳出した現行の規定に変更し、パラグラフ(1)及び(2)を削除し、(3)以降のパラグラフを繰り上げた。改正前のパラグラフ(1)は、第 901 条第(c)項における安全保障予算区分及び非安全保障予算区分を改訂し、安全保障予算区分を予算機能 050 (国防)に含まれる裁量的歳出予算に限定し、それ以外は非安全保障予算区分に該当すると定義した。(2)は、(1)の改訂後の定義に基づき、第 901 条第(c)項に規定された 2013 会計年度以降の各年度の裁量的支出の上限を、総額は変更せずに両区分ごとに規定しなおしたものであった。2013 年超党派予算法では、これら(1)及び(2)の規定を、本稿に訳出したとおり第 901 条(c)項に直接反映させた上で、第 901a 条からは削除している。前掲注(14)参照。

減しなければならない。

(1) 赤字削減総額の算定⁽¹⁶⁾

OMB は、この条により 2013 会計年度から 2021 会計年度までの各年度において要求される赤字削減額を、次のとおり算定するものとする。

- (A) \$ 1,200,000,000,000 を起点とすること。
- (B) 2011 年予算管理法第 401 条第(b)項(3) (B)(i)(II)に規定されるとおり、両院合同特別委員会の勧告案の議決により達成された赤字削減額を差し引くこと。
- (C) 債務元利償還費の計上のための差分として 18% 削減すること。
- (D) [(A)~(C)の] 結果を 9 で除すること。
- (E) 2013 会計年度については、(A)~(D)により算定された額から \$ 24,000,000,000 を削減すること。⁽¹⁷⁾

(2) 機能別の割当て

2013 会計年度については 2013 年 3 月 1 日に、また、2014 会計年度から 2021 会計年度までについては、この編の第 904 条第(c)項⁽¹⁸⁾に従い各年の強制削減予備レポート [sequestration preview report] において、OMB は、(1)に従って算定された当該年の削減総額の半額を機能 050 (国防機能)⁽¹⁹⁾に該当する裁量的歳出予算及び義務的経費にかかる支出単位に、半額をその他の全ての機能 (非国防機能) にかかる支出単位に、それぞれ割り当てなければならない。

(3) 国防機能にかかる削減

OMB は、2013 会計年度から 2021 会計

年度までの各年度における国防機能にかかる裁量的歳出予算及び義務的経費に対する削減額を、次のとおり算定するものとする。

(A) 裁量的 [支出]

OMB による裁量的歳出予算に対する削減額の算定は次の手続による。

- (i) (2)により当該年度に割り当てられた国防機能にかかる削減額の総額を取得すること。
- (ii) 当該年度の改訂後の安全保障予算区分にかかる裁量的支出の上限 [の額] を乗ずること。
- (iii) 当該年度における [改訂後の] 安全保障予算区分にかかる裁量的支出の上限額、及び国防機能に該当する義務的経費関連プログラムにかかる [強制削減の] 免除対象外の支出についての OMB のベースラインに基づく見積り額の合計で除すること。

(B) 義務的経費

OMB は、義務的経費に対する削減額を、(2)により当該年度に対して要求された国防機能にかかる削減額の総額を取得し、及び(A)に従って算定された裁量的支出の削減額を差し引くことにより算定するものとする。

(4) 非国防機能にかかる削減

OMB は、2013 会計年度から 2021 会計年度までの各年度における非国防機能に該当するプログラムにかかる裁量的歳出予算及び義務的経費に対する削減額を、次のと

(16) このパラグラフの(A)~(D)に基づく削減額の算定の例が、Bill Heniff Jr. et al., "The Budget Control Act of 2011," CRS Report for Congress, R41965, Aug. 19, 2012. <<https://fas.org/sgp/crs/misc/R41965.pdf>> の p.30 に示されている。例えば、0.9 兆ドルの赤字を削減する両院合同特別委員会の勧告案が議決された場合、各年度の削減額は 273 億ドルとなる。

(17) (1)(E)は、2012 年アメリカ納税者救済法により追加された規定である。

(18) 第 904 条「報告書及び命令」の第(c)項は、毎年 2 月頃の大統領予算の提出に合わせて OMB が提出する翌会計年度の予算にかかる強制削減予備レポートについて規定している。

(19) United States Government Accountability Office, *op.cit.* (4).

おり算定するものとする。

(A) 裁量的〔支出〕

OMBによる裁量的歳出予算に対する削減額の算定は次の手続による。

- (i) (2)により当該年度に割り当てられた非国防機能にかかる削減額の総額を取得すること。
- (ii) 当該年度の改訂後の非安全保障予算区分にかかる裁量的支出の上限〔の額〕を乗ずること。
- (iii) 当該年度における改訂後の非安全保障予算区分にかかる裁量的支出の上限額、及び非国防機能に該当する義務的経費関連プログラムにかかる〔強制削減の〕免除対象外の支出についてのOMBのベースラインに基づく見積り額の合計で除すること。

(B) 義務的経費

OMBは、義務的経費に対する削減額を、(2)により当該年度に対して要求された非国防機能にかかる削減額の総額を取得し、及び(A)に従って算定された裁量的支出の削減額を差し引くことにより算定するものとする。

(5) 裁量的〔支出の〕削減の実施

(A) 2013会計年度

2013会計年度については2013年3月1日⁽²⁰⁾に、この編の第903条第(f)項⁽²¹⁾に明記された手続の下で発令と同時に有効となる強制削減を、OMBが算定し、大統領が命じるものとする。その目的は、安全保障予算区分又は非安全保障予算区

分に該当するそれぞれの支出単位から、その時点における当該支出単位の予算資源のベースライン値に均一の率を乗じて得られた金額を削減することであり、その率は次に示す削減を達成するために必要な率とする。

- (i) 改訂後の安全保障予算区分にあっては、(3)に従って算定された国防機能にかかる裁量的〔支出の〕削減額に等しい額
- (ii) 改訂後の非安全保障予算区分にあっては、(4)に従って算定された非国防機能にかかる裁量的〔支出の〕削減額に等しい額

(B) 2014会計年度から2021会計年度まで(10)に規定する事項を除き⁽²²⁾、OMBは、2014会計年度から2021会計年度までの各年度について、この編の第904条第(c)項⁽²³⁾に基づく2014会計年度から2021会計年度にかかる強制削減予備レポートの提出の日に、裁量的支出の上限額から次の額を削減するものとする。

- (i) 改訂後の安全保障予算区分にあっては、(3)に従って算定された国防機能にかかる裁量的〔支出の〕削減額
- (ii) 改訂後の非安全保障予算区分にあっては、(4)に従って算定された非国防機能にかかる裁量的〔支出の〕削減額

(6) 義務的経費の削減の実施

(A) この規定が適用される各年を通じて(2)に明記された日において、(3)及び(4)に

(20) 当初の規定では「2013年1月2日」であったが、2012年アメリカ納税者救済法により「2013年3月1日」に延期された。

(21) 第903条「赤字目標の執行」第(f)項は、暫定予算が成立している支出単位において算定される強制削減の額は、当該暫定予算に基づく年換算の予算額あるいは通年の予算割当額から減算されねばならないことを規定している。

(22) (B)の冒頭の除外規定は、2013年超党派予算法により追加された。

(23) 前掲注(18)参照。

従って算定された義務的経費の削減を達成するために、発令と同時に有効となる免除対象外の義務的経費の強制削減を、OMBが準備し、大統領が命じるものとする。このパラグラフ [(6)] に従って義務的経費の強制削減を実施するときは、OMBは、この編の第935条⁽²⁴⁾に規定された手続、この編の第905条⁽²⁵⁾に規定された適用除外、及びこの編の第906条⁽²⁶⁾に規定された特別規則に従わなければならないが、第906条第(d)項に規定されたメディケアプログラムにかかる削減率は、各年度において2%を超えてはならない。

(B) この編の第904条第(c)項⁽²⁷⁾に従い、OMBが、2022会計年度、2023会計年度及び2024会計年度にかかる強制削減予備レポートを発行する日において、大統領は、発令と同時に有効となり、次の(i)及び(ii)に掲げる要件を満たす強制削減を命じるものとする⁽²⁸⁾。

(i) 国防機能にかかる免除対象外の義務的経費の削減率が、(3)(B)に基づき算定される2021会計年度の国防機能にかかる免除対象外の義務的経費の削減率と同じ率であること。

(ii) 非国防機能にかかる免除対象外の義務的経費の削減率が、(4)(B)に基づき算定される2021会計年度の非国防機能にかかる免除対象外の義務的経費の

削減率と同じ率であること。

(C) (A)に基づく2023会計年度にかかる大統領の強制削減命令は、この編の第906条第(d)項に規定されたメディケアプログラムにかかる支出に対して(A)で規定された2%の上限に関わらず、当該支出に対して、次の(i)及び(ii)に掲げる要件を満たすように適用されなければならない⁽²⁹⁾。

(i) 当該会計年度にかかる当該命令が有効である最初の6月に関しては、[当該]支出に対する削減率は2.90%とすること。

(ii) 当該会計年度にかかる当該命令が同様に有効である次の6月に関しては、[当該]支出に対する削減率は1.11%とすること。

(D) (A)に基づく2024会計年度にかかる大統領の強制削減命令は、この編の第906条第(d)項に規定されたメディケアプログラムにかかる支出に対して(A)で規定された2%の上限に関わらず、当該支出に対して、次の(i)及び(ii)に掲げる要件を満たすように適用されなければならない⁽³⁰⁾。

(i) 当該会計年度にかかる当該命令が有効である最初の6月に関しては、[当該]支出に対する削減率は4.0%とすること。

(ii) 当該会計年度にかかる当該命令が

(24) 第935条「強制削減の算定」は義務的経費にかかる強制削減の率の算定について規定している。

(25) 第905条「免除対象プログラム及び事業」は、公的年金、メディケイド等の低所得者支援プログラム、高齢者や障害者に対する支援プログラムなど、強制削減が免除されるプログラムや活動について規定している。

(26) 第906条「強制削減にかかる一般及び特別規則」は、特定の事業にかかる支出の強制削減の率の上限を定めた規定など多様な特別規則を含んでいる。

(27) 前掲注(18)参照。

(28) (B)は、2013年超党派予算法により追加された規定である。

(29) (C)も同様に、2013年超党派予算法により追加された規定である。

(30) (D)は、2014年メディケアへのアクセス保護法により追加された規定である。

同様に有効である次の6月に関しては、[当該]支出に対する削減率は0.0%とすること。

(7) メディケアにかかる調整

(6)の規定がなかった場合においてある会計年度のメディケアプログラムにかかる削減率が2%を超えるときは、OMBは、(4)に基づく他の全ての裁量的歳出予算及び義務的経費の削減額を、非国防機能に関して(4)により要求される削減を達成するために十分な水準まで、均一の率により増額しなければならない。

(8) 削減の履行

この条に基づき課せられるいかなる削減も、この編の第906条第(k)項⁽³¹⁾に従って実施されなければならない。

(9) レポート

(2)に明記された日において、OMBは、この条に基づき要求された算定、調整された裁量的支出の上限、免除対象外の義務的経費の各支出単位に対して要求される削減額の一覧、並びにこの編⁽³²⁾及びこの編の下で講じられる措置に関する公衆の理解を促進するその他の任意のデータ及び説明に関する情報を含むレポートを議会に提出しなければならない。

(10) 2014会計年度及び2015会計年度にかかる義務的経費の削減の実施⁽³³⁾

(A) OMBは、2013年超党派予算法によりこの編の第901条第(c)項が改正され、2014会計年度及び2015会計年度にかか

る裁量的支出の上限が改訂されたことを考慮せず、(3)及び(4)に従い算定される義務的経費の削減を実施するために必要な計算を行わなければならない。

(B) (5)(B)は、2014会計年度及び2015会計年度においては実施しないものとする。

第31編 通貨及び財務

第3部 財務管理

第31章 公的債務

第1節 借入権限

第3101A条 大統領による債務上限額の修正 (抄)⁽³⁴⁾

(a) 一般規定

(1) 9000億ドル

(A) 証明書

遅くとも2011年12月31日までに、大統領が、上限を課されている債務が第3101条第(b)項⁽³⁵⁾の上限額から\$100,000,000,000以内に達し、現存する責務を果たすためにさらなる借入が必要であると決定したことを示す証明書を議会に提出した場合、財務長官は、この条に従って議決される不承認の両院合同決議の規定の制約のもとで、追加的に\$900,000,000,000を借り入れる権限を行使することができる。そのような証明書の提出の時点で、第3101

(31) 第906条「強制削減にかかる一般及び特別規則」第(k)項は、同一の支出単位内における全てのプログラムや事業に対して均一の削減率が課せられるべきであること、関連する行政規則は強制削減命令から120日以内に策定すべきことなど、強制削減の効力に関して規定している。

(32) 「この編 (title)」とは、ここでは、P.L.99-117のtitle II、すなわち1985年均衡予算及び緊急赤字管理法を意味している。前掲注(7)参照。

(33) (10)は、2013年超党派予算法により追加された規定である。

(34) 同条は2011年予算管理法第301条により、新たに追加された。

(35) 第3101条第(b)項は、連邦債務の法定上限を規定している。

条(b)項に規定される債務の上限額（この条において、「債務の上限」という。）は、\$ 400,000,000,000 増額される。

(B) 不承認の決議

議会は、(A)に基づく権限の不承認にかかる両院合同決議について、第(b)項から第(f)項の規定のとおり審査することができる。この条に従って審査される不承認の両院合同決議は、第(b)項(2)に規定された用語のみを含むものでなければならない。この条に基づく不承認の両院合同決議が議決されることなく、不承認のための時間が経過した場合は、債務の上限は、さらに \$ 500,000,000,000 増額される。

(2) 加算額

(A) 証明書

(1)に基づき債務の上限が\$900,000,000,000 増額された後に、大統領が、上限を課されている債務が第 3101 条第(b)項の上限額から \$ 100,000,000,000 以内に達し、現存する責務を果たすためにさらなる借入が必要であると決定したことを示す証明書を議会に提出した場合には、財務長官は、この条に従って議決される不承認の両院合同決議の規定の制約のもとで、追加的に次の(i), (ii) 又は(iii)に掲げる額に等しい額を借り入れる権限を行使することができる。

(i) (ii)又は(iii)が適用されない場合には、
\$ 1,200,000,000,000

(ii) 米国国立公文書館長が、「合衆国憲法に対する均衡予算修正条項を提案する両院合同決議」と題する両院合同決議に従って、合衆国に対し合衆国憲法修正案を提出し、その承認を求める場合には、\$ 1,500,000,000,000

(iii) (ii)が適用されない場合であって、2011 年予算管理法の第 401 条第(b)項

(3)(B)(i)(II)に規定されるところの赤字額の削減において \$ 1,200,000,000,000 を超える額を達成する両院合同委員会の勧告案が成立したときは、その赤字削減の額と等しい額であって、\$ 1,500,000,000,000 を超えない額

(B) 不承認の決議

議会は、(A)に基づく権限の不承認にかかる両院合同決議について、第(b)項から第(f)項の規定のとおり審査することができる。この条に従って審査される不承認の両院合同決議は、第(b)項(2)に規定された用語のみを含むものでなければならない。この条による不承認の両院合同決議が議決されることなく、不承認のための時間が経過した場合は、債務の上限は、(A)により認められた額だけ増額される。

(b) 不承認の両院合同決議

(1) 一般規定

第(a)項(1)(A)により規定された債務の上限における \$ 400,000,000,000 の増額を除き、この条に基づく債務の上限は、(議会が開会中であるか否かを問わず)議会が第(a)項(1)に記された証明書を受理した日から 50 暦日後までに、又は、議会が第(a)項(2)に記された証明書を受理した日から 15 暦日後までに、その追加的な金額に関する大統領の権限の行使に不承認を与える両院合同決議が可決された場合は、引き上げることができない。

(2) 両院合同決議の内容

この条において、「両院合同決議」とは、次の全てを満たす両院合同決議のみを意味する。

(A)(i) 第(a)項(1)に記された証明書については、2011 年 9 月 6 日、7 日、8 日若しくは 9 日に（又は上院が開会中で

- なければ上院の開会日となる次の暦日に）提出されたもの
- (ii) 第(a)項(2)に記された証明書については、証明書が受理された日から3暦日後までに提出されたもの
- (B) 前文を有しないもの
- (C) タイトルが唯一、次のとおりであるもの。「合衆国法典第31編第3101A条に基づき、_____に（空白には提出の日付が含まれる）提出される、債務の

上限の増額に対する大統領の権限の行使の不承認に関する両院合同決議」

- (D) その決議条項の対象となる内容が唯一、次のとおりであるもの。「議会は、合衆国法典第31編第3101A条第(a)項に基づく証明書に従って行使される債務の上限の増額に対する大統領の権限の行使を承認しない。」
- (c)～(g) [略]

（いわざわ さとし）